

特記仕様書

1 工事名	広島高速ETC路側設備用倉庫新築工事
2 工事場所	広島市西区山手町
3 工期	請負契約締結の日から令和2年10月30日までとする。
4 工事概要	ETC路側設備倉庫（ガレージタイプ：4連結）新築 1棟 ETC路側設備倉庫（ガレージタイプ：2連結）新築 2棟 その他詳細は図面を参考

年度

2

工事 No.

5 付帯工事	なし																																				
6 別契約の 関連工事	なし																																				
7 図 面	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">図 面</td> <td style="width: 55%;">No. 1 ～ No.6 (表紙、図面目録含む)</td> <td style="width: 10%; text-align: right;">計</td> <td style="width: 20%; text-align: right;">8 枚</td> </tr> <tr> <td></td> <td>No. ～ No.</td> <td style="text-align: right;">計</td> <td style="text-align: right;">枚</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td style="text-align: right;">合計</td> <td style="text-align: right;">8 枚</td> </tr> </table>	図 面	No. 1 ～ No.6 (表紙、図面目録含む)	計	8 枚		No. ～ No.	計	枚			合計	8 枚																								
図 面	No. 1 ～ No.6 (表紙、図面目録含む)	計	8 枚																																		
	No. ～ No.	計	枚																																		
		合計	8 枚																																		
8 仕 様 書	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">・ 仕様書</td> <td style="width: 55%;">No. 1 ～ No. 9</td> <td style="width: 10%; text-align: right;">計</td> <td style="width: 20%; text-align: right;">9 枚</td> </tr> <tr> <td>・ 特記仕様書</td> <td>No. 1 ～ No. 4</td> <td style="text-align: right;">計</td> <td style="text-align: right;">4 枚</td> </tr> <tr> <td>・ 建築工事特記仕様書</td> <td>No. 1 ～ No. 1 3</td> <td style="text-align: right;">計</td> <td style="text-align: right;">1 3 枚</td> </tr> <tr> <td>・ 建築改修工事特記仕様書</td> <td>No. ～ No.</td> <td style="text-align: right;">計</td> <td style="text-align: right;">枚</td> </tr> <tr> <td>・ 解体工事特記仕様書</td> <td>No. ～ No.</td> <td style="text-align: right;">計</td> <td style="text-align: right;">枚</td> </tr> <tr> <td>・ 工事標示板特記仕様書</td> <td>No. 1</td> <td style="text-align: right;">計</td> <td style="text-align: right;">1 枚</td> </tr> <tr> <td>・ 事業損失特記仕様書</td> <td>No. ～ No.</td> <td style="text-align: right;">計</td> <td style="text-align: right;">枚</td> </tr> <tr> <td>・</td> <td>No. ～ No.</td> <td style="text-align: right;">計</td> <td style="text-align: right;">枚</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td style="text-align: right;">合計</td> <td style="text-align: right;">2 7 枚</td> </tr> </table>	・ 仕様書	No. 1 ～ No. 9	計	9 枚	・ 特記仕様書	No. 1 ～ No. 4	計	4 枚	・ 建築工事特記仕様書	No. 1 ～ No. 1 3	計	1 3 枚	・ 建築改修工事特記仕様書	No. ～ No.	計	枚	・ 解体工事特記仕様書	No. ～ No.	計	枚	・ 工事標示板特記仕様書	No. 1	計	1 枚	・ 事業損失特記仕様書	No. ～ No.	計	枚	・	No. ～ No.	計	枚			合計	2 7 枚
・ 仕様書	No. 1 ～ No. 9	計	9 枚																																		
・ 特記仕様書	No. 1 ～ No. 4	計	4 枚																																		
・ 建築工事特記仕様書	No. 1 ～ No. 1 3	計	1 3 枚																																		
・ 建築改修工事特記仕様書	No. ～ No.	計	枚																																		
・ 解体工事特記仕様書	No. ～ No.	計	枚																																		
・ 工事標示板特記仕様書	No. 1	計	1 枚																																		
・ 事業損失特記仕様書	No. ～ No.	計	枚																																		
・	No. ～ No.	計	枚																																		
		合計	2 7 枚																																		
9 積算根拠 (基準・単価)	<p>* 本工事の積算では、以下の基準等を適用している。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 公共建築工事積算基準 (平成 28 年 12 月版) ② 公共建築工事共通費積算基準 (平成 28 年 12 月版) ③ 公共建築工事標準単価積算基準 (平成 30 年版) ④ 公共建築数量積算基準 (平成 29 年版) ⑤ 令和 2 年 4 月の単価 ((一財) 建設部物価調査会及び (一財) 経済調査会の刊行物) 																																				
10 施工条件	<p>選択する事項は○印のついたものを適用する。ただし○印がない場合は※を適用する。 ○印と⊗の両方ある場合は共に適用する。</p> <p>* 交通誘導警備員の配置について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 現場施工中、常時 名配置すること。 ○ 資材・仮設材等の搬入出時および大型車両の入出時等に配置すること。5 人見込んでいる。 <p>* 中間検査の実施について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 本工事は、中間検査の対象工事である。 <div style="border: 1px dashed gray; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <ul style="list-style-type: none"> ◇ 中間検査の実施時期については、監督員から通知するものとする。 ◇ 検査の実施において検査員が必要と認めたときは、工事目的物の最小限を破壊して検査をすることができる。この場合において、当該検査及び復旧に関する費用は、受注者の負担とする。 ◇ 受注者は、中間技術検査において改善を指示された場合、速やかに改善するものとする。 </div> <p>○ 実施する予定なし</p> <p>* 施工時間について</p> <p>本工事における施工時間は、午前 8 時 30 分から午後 5 時までとする。 ただし、この時間を変更する必要がある場合は、あらかじめ監督員の承諾を受けること。</p> <p>* 請負金額 500 万円以上かつ工期 3 か月 (90 日) 以上の工事については、受注者は別途定める要綱等により「建設工事安全協議会」に入会し、安全活動を実施すること。</p>																																				

* 現場代理人及び主任技術者の兼務について

現場代理人の兼務について

- ◎ 本工事は、現場代理人の兼務を認めない。
- ・ 本工事は、現場代理人の兼務（同一発注課で1人本工事を含めて2件まで）を認める。ただし、以下に示す取扱いを遵守すること。
 - (1) 工事書類のうち、現場代理人・主任（監理）技術者届と誓約書の様式は、監督員から入手した専用の様式を使用すること。（広島市ホームページに掲載している様式を使用しないこと。）
 - (2) 広島高速道路公社建設工事請負契約約款第10条第2項で定めている現場代理人の職務を十分理解し、双方の工事の状況を把握した上で、適切な運営及び取締りを行うこと。
- ・ 本工事は現場代理人の兼務を認める。

主任技術者の兼務について

- ◎ 本工事は、請負金額が3,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）以上の場合、主任技術者の兼務を認めない。
- ※ 本工事は主任技術者の兼務を認める。

兼務の件数については次表のとおりであり、他に配置されている工事と本工事が以下の条件を満たす場合に限り、兼務を認める。

なお、兼務件数は、最終的に配置される工事件数（主任技術者又は現場代理人として配置されている工事（主任技術者と現場代理人を兼務している場合を含む。）を1件とする。）の合計であり、兼務する全ての工事が表中の適用金額未満であることを要する。

[兼務件数一覧表]

主任技術者		現場代理人	
工事金額(税込)	兼務件数	工事金額(税込)	兼務件数
[設計金額] 1億円以上	兼務不可	[設計金額] 1億円以上	兼務不可
[設計金額] 1億円未満	兼務不可	[設計金額] 1億円未満	2件以下 以下の(2)をすべて満たす工事
[請負金額] 3,500万円未満 (7,000万円未満)	3件以下 ※いずれも左に示す金額の場合		
[請負金額] 500万円未満 (1,500万円未満)	3件以下 ※いずれも左に示す金額の場合		

【留意事項】

- ① 対象の工事金額（税込）の（ ）内の金額は、建築一式工事の場合を示す。
- ② 監理技術者については、専任義務があるため、他の工事の兼務は認められない。

(1) 主任技術者の兼務できる要件

- ア 密接な関係がある工事(※1)で、相互の間隔（直線距離）が10km以内であり、工事場所が本市内であること。
- イ 兼務の申請にあたり、下請けの予定（下請代金等）を明らかにすること。
- ウ 工事現場不在時の連絡体制が確保されていること。
- エ 既に契約している工事の発注者が兼務を承認し、そのことを証する書面の写しを提出できること。

(2) 現場代理人の兼務できる要件

- ア 密接な関係がある工事(※1)で、相互の間隔(直線距離)が10km以内であり、工事場所が本市内であること。
- イ 工事現場不在時の連絡体制が確保されていること。
- ウ 監督員等の求めにより、速やかに工事現場に向かう等適切な対応ができること。
- エ 既に契約している工事の発注者が兼務を承認し、そのことを証する書面の写しを提出できること。

※1 密接な関係がある工事とは、工作物に一体性又は連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事をいう。

発注者は、兼務の申請があった場合は、入札参加資格の確認時等に要件をそれぞれ全て満たしているかを確認し、兼務の可否について判断を行う。

【配置技術者の兼務における注意事項】

(1) 発注者は、次の掲げる事由に該当すると認めた場合は、その承認を取り消すものとする。

- ① 兼務の申請において、重要な事項において虚偽の申告をし、または重要な事実の申告を行わなかったことが判明した場合
- ② 兼務の承認後、重要な事項や重大な状況の変化について報告を行わない等、必要な報告を怠ったことが判明した場合
- ③ 著しい状況の変化により、兼務を承認することが適当でなくなった場合
- ④ その他、発注者が兼務を承認することが適当でなくなった場合

(2) 虚偽の申告を行う等、不適切な申請を行った者または兼務の承認後、申請内容が変更になったこと等必要な報告を怠った場合は、広島市建設工事請負契約約款に基づく是正措置の請求等、必要な措置を行うことがある。

(3) 発注者が現場代理人の兼務を承認した場合は、広島市建設工事請負契約約款第10条第2項に規定する現場代理人の工事現場への常駐については適用を除外する。

その他

- (1) 受注者は本工事契約締結後、速やかに工事用図面を次のとおり監督員と協議の上、提出すること。工事用図面は、仕様書等と設計図面で構成する。
・見開き A2 版 (A3 製本)・・・~~2部~~ ◎見開き A3 版 (A4 製本)・・・2部
- (2) 受注者は本工事契約締結後、広島県工事中情報共有システムに登録すること(任意)。